

第百五十号議案

東京都労政会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都労政会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東京都労政会館設置及び管理に関する条例（昭和二十八年東京都条例第五十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「及び体育」を削る。

第三条の表東京都国分寺労政会館の項及び東京都八王子労政会館の項を削る。

第七条第一項中「及び附帯設備」を削る。

別表一東京都国分寺労政会館の項及び東京都八王子労政会館の項を削る。

別表二ホールの項及び和室の項から附帯設備の項までを削り、同表備考3から5までを削る。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

（提案理由）

東京都国分寺労政会館及び東京都八王子労政会館の廃止に伴い、規定を整備する必要がある。